

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部社会教育課 No.001

処 分 名	春日部市視聴覚センターの利用の許可
処 分 の 概 要	春日部市視聴覚センターを利用しようとするときは、教育委員会の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市視聴覚センター条例（平成 17 年条例第 185 号）第 6 条 春日部市視聴覚センター条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 8 号）第 7 条
審 査 基 準	春日部市視聴覚センターの使用は、（1）から（7）の要件のいずれかに該当する場合は、利用の許可をしません。 （1） 設置目的に反するとき。 （2） 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 （3） 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 （4） 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に名称を利用するとき。 （5） 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。 （6） 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。 （7） その他管理上支障があるとき。
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	使用する日が属する月の 3 か月前の 1 日から公共施設予約システムにて申請できます。抽選結果は、3 カ月前の 15 日に公表し、以降は随時受付
申 請 方 法	教育センター3 階視聴覚センター
備 考	ホームページのリンク https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabeshishichokakucenter/shisetsuriyoannai/index.html 管理上必要があるときは、使用に条件を付することがあります。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市視聴覚センター条例

第6条 視聴覚センターを利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 設置目的に反するとき。

(2) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(4) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に名称を利用するとき。

(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。

(7) その他管理上支障があるとき。

3 教育委員会は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付することができる。

■春日部市視聴覚センター条例施行規則

第7条 条例第6条第1項の規定により、視聴覚センターを利用しようとするもの（以下「利用者」という。）は、春日部市視聴覚センター利用申請書（様式第1号）により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとするものは、あらかじめ春日部市視聴覚センター利用登録申請書（様式第2号）により教育委員会に申請し、登録を受けなければならない。

3 第1項の申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

4 教育委員会は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第12条に規定する使用料を徴収し、春日部市視聴覚センター利用許可書兼領収書（様式第3号。以下「許可書」という。）により許可するものとする。

5 条例第6条第1項の規定により、許可を受けた事項を変更し、又は取り消ししようとするときは、利用する日の7日前までに春日部市視聴覚センター利用変更・取消申請書（様式第4号）により教育委員会に申請しなければならない。ただし、利用する日を変更しようとするときは、第3項の規定を準用する。

6 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市視聴覚センター利用変更・取消許可書（様式第5号。以下「変更・取消許可書」という。）により許可するものとする。ただし、利用する日を変更しようとするときは、第3項の規定を準用する。

- 7 第1項、第2項及び第5項の規定による申請は、視聴覚センターの開所日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。
- 8 視聴覚センターの利用の許可を受けたものは、利用を開始する際に許可書（第5項の許可を受けたものにあつては、許可書及び変更・取消許可書）を受付に提示し、係員の指示に従わなければならない。
- 9 教育委員会は、許可に際し必要な条件を付することができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部社会教育課 No.002

処 分 名	春日部市視聴覚センターの施設使用料の減免
処 分 の 概 要	春日部市視聴覚センターの施設使用料を減額、又は免除しようとするときは、利用しようとする日の7日前までに、教育委員会の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市視聴覚センター条例（平成17年条例第185号）第13条 春日部市視聴覚センター条例施行規則（平成17年規則第8号）第9条、第10条
審 査 基 準	春日部市視聴覚センターの施設使用料は、（1）または（2）の要件のいずれかに該当する場合に、減免を受けることができます。 （1）本市が主催又は共催する事業のために利用するとき 免除 （2）春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために利用するとき 免除
標準処理期間	1日
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成31年4月1日）
申 請 時 期	利用しようとする日の7日前まで
申 請 方 法	春日部市視聴覚センター使用料減額・免除申請書（様式第6号）により、教育センター3階視聴覚センターまで申請します。
備 考	ホームページのリンク https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabeshishichokakucenter/shisetsuriyoannai/index.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市視聴覚センター条例 第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 ■春日部市視聴覚センター条例施行規則 第9条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）本市が主催又は共催する事業のために利用するとき 免除 （2）春日部市立小・中学校の教育課程に基づく教育活動のために利用するとき 免除 第10条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、利用しようとする日の7日前までに、春日部市視聴覚センター使用料減額・免除申請書（様式第6号）により教育委員会に申請しなければならない。 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市視聴覚センター使用料減額・免除決定通知書（様式第7号）により申請したものに通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部社会教育課 No.003

処 分 名	春日部市視聴覚センターの施設使用料の還付
処 分 の 概 要	春日部市視聴覚センターの施設使用料の還付を受けようとするときは、利用する日の7日前までに、利用の許可の取消と同時に申請し、教育委員会の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市視聴覚センター条例（平成17年条例第185号）第14条 春日部市視聴覚センター条例施行規則（平成17年規則第8号）第11条、第12条
審 査 基 準	春日部市視聴覚センターの施設使用料は、（1）から（3）の要件のいずれかに該当する場合に、その全部又は一部の還付を受けることができます。 （1） 視聴覚センターの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。 （2） 利用者の責めに帰することができない理由により視聴覚センターの施設等を利用することができないとき。 ・ 台風、大雪などにより来館することが困難な場合 ・ 災害などにより施設自体が使用できない場合 ・ 事故などにより公共交通機関が利用できない場合 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める対策に起因する理由の場合 など （3） その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和2年5月8日）
申 請 時 期	利用する日の7日前まで
申 請 方 法	利用の許可の取消と同時に、春日部市視聴覚センター使用料還付申請書（様式第8号）に許可書（春日部市視聴覚センター利用変更の許可を受けたものは、許可書及び変更・取消許可書）を添えて、教育センター3階視聴覚センターまで申請します。
備 考	ホームページのリンク https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabeshishichokakucenter/shisetsuriyoannai/index.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市視聴覚センター条例

第 14 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 視聴覚センターの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により視聴覚センターの施設等を利用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

■春日部市視聴覚センター条例施行規則

第 11 条 条例第 14 条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 14 条第 1 号又は第 2 号に該当するとき 全額の還付
- (2) 利用する日の 7 日前までに利用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付

第 12 条 使用料の還付を受けようとするものは、春日部市視聴覚センター使用料還付申請書（様式第 8 号）に許可書（第 7 条第 6 項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更・取消許可書）を添えて、教育委員会に申請しなければならない。この場合において、前条第 2 号に該当して還付を受けようとするものは、利用の許可を取り消す旨の申請と同時に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえでその可否を決定し、春日部市視聴覚センター使用料還付通知書（様式第 9 号）により申請をしたものに通知し、使用料を還付するものとする。